

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年7月30日（平成30年（行情）諮問第327号）

答申日：平成30年12月25日（平成30年度（行情）答申第363号）

事件名：特定事業場への特別指導について厚生労働大臣に報告した際に利用した資料の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年特定月日Aに実施した特定事業場への特別指導について、加藤厚生労働大臣への特定月日C，特定月日D，特定月日Eのそれぞれの報告の際に利用した資料」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月25日付け厚生労働省発基0425第14号により、厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

今回、一部開示された、厚生労働省発基0425第14号は、東京労働局長が平成29年特定月日Aに実施した、特定会社を対象とする特別指導に関し、加藤厚生労働大臣に報告する際の資料である。この特別指導は、同社では、企画業務型裁量労働制の適用対象とならない業務に従事する極めて多数の労働者に、違法に企画業務型裁量労働制を適用しており、同社の各支店を管轄する労働基準監督署が調査を行った結果、みなし労働時間の適用が否定され、違法な長時間労働の実態が認められ、是正勧告を受けたことに伴うものである。

本事案においては、すでに報道等で明らかになっているように、2016年に同社で長時間労働による過労死事案が発生し、当該特別指導の翌日である平成29年特定月日Bに、当該過労死事案に対する労災認定

(保険給付の支給決定)が行われているところである。

なお、この労災認定については、衆参両院における審議や厚生労働省の対応の中で、過労死された労働者の遺族と厚生労働省の間で、下記のことが確認されていると厚生労働省より示されている。

「 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 8 条 2 項に基づき、

- ・ 特定会社に勤めていた従業員が過労死したことについて特定労働基準監督署が労災認定保険給付の支給の決定を行ったこと
- ・ 労災認定基準に当てはめ労災認定したこと
- ・ 認定日が平成 29 年特定月日 B であること

を厚生労働省から公にする範囲とすることとする。」

以上の経緯に照らしてみれば、今回、一部開示された、厚生労働省発基 0 4 2 5 第 1 4 号は、過度に不開示とされた部分が多く、この審査請求を行うに至ったものである。なお、上記の経緯に加え、不開示部分の開示を求める意義は下記のとおりである。

「・ 働き方改革を進めるのであれば、労働時間管理や関係規制が適切に実施されているか否か、過度な規制緩和や必要な規制の実施可能性を検討、検証する上で、個人情報の保護、当事者の心情は十分保護した上で、本事案でどのような事象が生じているかを明らかにすることが必要不可欠かつ有意義であること。

- ・ 過労死をされた労働者の遺族が、厚生労働省に連絡をし、過労死事案の一端を公表することを申し出たのは、同様の過労死の再発の防止の強い意思の表れであることが強く推察される中で、特別指導の中で「過労死」に触れられていることが不開示とされるのであれば、遺族の意思に大きく背くことになること。
- ・ 特別指導の実施が、同種の事例（裁量労働制の違法、不適切な適用）の周知や防止を図ることが目的であるのであれば、可能な限り、事実を明らかにし、国民の意識を高めることが必要不可欠であること。」

よって、厚生労働省ならびに情報公開・個人情報保護審査会に置かれては、厚生労働省発基 0 4 2 5 第 1 4 号の更なる開示の意義をご理解頂き、審査頂くよう、ここに請求するものである。

(2) 意見書

ア 本件対象文書の開示の意義について

本件対象文書は、政府がいわゆる「働き方改革推進法案」で掲げていた裁量労働制の拡大や高度プロフェッショナル制度の創設について、その必要性、妥当性や問題点について、国会で議論をする上で、労働時間規制から外れた労働者の長時間労働や過労死の実態、使用者に対する指導監督の実施可能性等を評価検証するために必要不可

欠の情報として開示請求したものである。

本件対象文書は、労働行政において史上初ともいえる「特別指導」について、その経緯を記載したものであるが、本件対象文書の開示請求に至る前段階における、「特別指導」の法的な位置づけ、目的、過去の「特別指導」の実績等に関する厚生労働省の説明は、曖昧かつ二転三転した。これは、本来であれば、個人情報保護もしくは企業活動への影響を最小限としつつも、長時間労働を助長し、過労死を増やしかねないとの強い指摘があった「働き方改革推進法案」に関する国会での議論や今後の労働行政に資するよう、可能な限り情報を開示すべきところ、極力、事実を明らかにせず、ひたすら「働き方改革推進法案」の成立のみを目指した厚生労働省の姿勢の表れであったと言わざるを得ない。

なお、本件に関して、当該特別指導の相手方であった特定会社にて、当該特別指導の端緒と考えられる労働災害で被災し、死亡した同社の労働者の遺族より、過労死の事実を厚生労働省より公表することについて同意されている（別添1参照。添付省略）。

こうした状況の中で、厚生労働省は、特別指導の意義・目的として「労働基準監督署における監督の結果、事案の態様が、法の趣旨を大きく逸脱しており、これを放置することが全国的な遵法状況に悪影響を及ぼすものと認められるものについて、労働局長が企業の幹部に対して特別に行い、行政の対応を明らかにすることにより、同種事案の防止を図る観点から、その事実を明らかにするものである」

（諮問庁：厚生労働大臣「理由説明書（下記第3。以下同じ。）」より引用）としているにもかかわらず、厚生労働省が平成29年特定月日Bに公表している「東京労働局長による特別指導について」（別添2参照。添付省略）では、事案の態様や、どのように法（原文ママ）の趣旨を逸脱しているか、あるいは、どのような事例が防止すべき「同種事案」なのかをうかがい知ることは到底できない。さらに、上記の点を議論しようとしても、本件対象文書については、ほとんどの記述がマスキングされている状況では、特別指導の目的を完遂することは不可能である。

本件対象文書の不開示部分をできるだけ開示することは、行政の透明性を高めることはもとより、裁量労働制やこのたび創設される高度プロフェッショナル制度が、労働者の立場に立った適切な運用がされ、場合によっては、長時間労働や過労死を防止する観点から見直しを行うための議論を行うために、必要不可欠であると考えられる。

イ 諮問庁の本件対象文書に係る不開示情報該当性に関する主張に対する反論

文書1ないし文書3に係る不開示情報該当性に係る，諮問庁の主張は，いずれも同じであるため，一括して以下のとおり反論する。

(ア) 法5条1号の不開示情報該当性について

私は，個人情報保護の必要性，重要性を十分認識した上で，諮問庁は，法5条1号を不当に拡大解釈し，当該規定では不開示情報とされない記載事項まで不開示としていると考えている。また，上記アでも述べたように，本件対象文書に記載されている可能性のある労働者の遺族が，過労死の事実について厚生労働省から公表することに同意している事実に鑑み，法5条1号の不開示情報該当性を改めて評価し，可能な限り開示すべきである。

(イ) 法5条2号イの不開示情報該当性について

私は，法人の事業運営，経営に関する情報の保護，競争上の利益の確保の必要性，重要性を十分認識した上で，諮問庁は，法5条2号イを不当に拡大解釈し，当該規定では不開示情報とされない記載事項まで不開示としていると考えている。上記アでも述べたように，本件に関する特別指導の意義・目的等も考慮した上で，法5条2号イの不開示情報該当性を改めて評価し，可能な限り開示すべきである。

(ウ) 法5条4号及び6号イの不開示情報該当性について

私は，労働分野における円滑で確実，公平公正な監督指導の遂行，労働者の保護，適切な労使関係の維持のために果たすべき厚生労働省並びに関係機関の役割の重要性を十分認識した上で，諮問庁は，理由説明書に記載された理由を誇張あるいは拡大解釈し，これらの理由やおそれに必ずしも結びつかない事項まで不開示としていると考えている。本件対象文書に記載されている事項について，理由説明書に記載された理由等について，適切に再評価し，可能な限り開示すべきである。

ウ 結論

以上のとおり，本件対象文書については，不開示情報に該当しない情報についても，不当に不開示とされている可能性が高く，不開示情報該当性を改めて評価・検証した上で，できる限り開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下，第3において「請求者」という。）は，平成30年3月23日付け（同月26日受付）で，処分庁に対して，法3条の規定に基づき，「平成29年特定月日Aに実施した特定事業場への特別指導について，加藤厚生労働大臣への特定月日C，

特定月日D, 特定月日Eのそれぞれの報告の際に利用した資料」に係る開示請求を行った。

- (2) これに対し, 処分庁が, 平成30年4月25日付け厚生労働省発基0425第14号により, 部分開示決定(原処分)を行ったところ, 請求者は, これを不服として, 同年5月11日付け(同月14日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し, 本件対象文書を特定し, その一部を不開示とした原処分は妥当であり, 本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は, 「平成29年特定月日Aに実施した特定事業場への特別指導について, 加藤厚生労働大臣への特定月日C, 特定月日D, 特定月日Eのそれぞれの報告の際に利用した資料」の開示を求めるものである。

特別指導とは, 労働基準監督署における監督の結果, 事案の態様が, 法(原文ママ)の趣旨を大きく逸脱しており, これを放置することが全国的な遵法状況に悪影響を及ぼすものと認められるものについて, 労働局長が企業の幹部に対して特別に行い, 行政の対応を明らかにすることにより, 同種事案の防止を図る観点から, その事実を明らかにするものである。

特定事業場の本社を管轄する東京労働局は, 平成29年特定月日Aに特定事業場に対して特別指導を実施し, 特定月日Bに東京労働局長による定例記者会見において特別指導の実施について公表している。

東京労働局労働基準部監督課は, 本件特別指導を実施するに当たり, 厚生労働省労働基準局監督課(以下, 第3において「本省監督課」という。)と相談を行っており, 本省監督課は, 厚生労働大臣に対して, 平成29年特定月日C, 特定月日D, 特定月日Eの3回, 本件特別指導について報告をしている。

処分庁においては, 当該3回の報告の際に使用した以下の資料を本件対象文書として特定したものである。

文書1 「特定事業場における企画業務型裁量労働制の運用状況に関する■と今後の対応について」(平成29年特定月日Cの報告の際に使用した資料)

文書2 「特定事業場における企画業務型裁量労働制の状況と今後の対応について」(平成29年特定月日Dの報告の際に使用した資料)

文書3 「特定事業場に対する■と今後の対応について」(平成29年

特定月日Eの報告の際に使用した資料)

(2) 文書1に係る不開示情報該当性について

ア 法5条1号の不開示情報該当性について

当該文書には、個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イの不開示情報該当性について

当該文書には、特定事業場における労務管理状況等種々の内部管理情報がありのまま具体的に記述されており、これらが公にされた場合には、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条2号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条4号及び6号イの不開示情報該当性について

当該文書には、特定労働基準監督署が行った監督指導の手法や詳細、また、当該特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等、さらに、これまでの調査結果に基づいた今後の方針等が記載されており、これらが公にされた場合には、事業場や労働者と特定労働基準監督署との信頼関係が失われ、事業場や労働者が関係資料の提出や特定労働基準監督署に対する情報提供に協力的でなくなり、また、事業場においては、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、特定労働基準監督署に対する関係資料の提出等情報提供にも一切協力的でなくなり、ひいては労働関係法令違反の隠ぺいを行うようになるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、検査事務という性格を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条4号及び6号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 文書2に係る不開示情報該当性について

ア 法5条1号の不開示情報該当性について

当該文書には、個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当で

ある。

イ 法5条2号イの不開示情報該当性について

当該文書には、特定事業場における労務管理状況等種々の内部管理情報がありのまま具体的に記述されており、これらが公にされた場合には、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条2号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条4号及び6号イの不開示情報該当性について

当該文書には、特定労働基準監督署が行った監督指導の手法や詳細、また、当該特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等、さらに、これまでの調査結果に基づいた今後の方針等が記載されており、これらが公にされた場合には、事業場や労働者と特定労働基準監督署との信頼関係が失われ、事業場や労働者が関係資料の提出や特定労働基準監督署に対する情報提供に協力的でなくなり、また、事業場においては、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、特定労働基準監督署に対する関係資料の提出等情報提供にも一切協力的でなくなり、ひいては労働関係法令違反の隠ぺいを行うようになるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、検査事務という性格を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条4号及び6号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 文書3に係る不開示情報該当性について

ア 法5条1号の不開示情報該当性について

当該文書には、個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イの不開示情報該当性について

当該文書には、特定事業場における労務管理状況等種々の内部管理情報がありのまま具体的に記述されており、これらが公にされた場合には、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条2号イの不開示情報に該当す

るため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条4号及び6号イの不開示情報該当性について

当該文書には、特定労働基準監督署が行った監督指導の手法や詳細、また、当該特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等、さらに、これまでの調査結果に基づいた今後の方針等が記載されており、これらが公にされた場合には、事業場や労働者と特定労働基準監督署との信頼関係が失われ、事業場や労働者が関係資料の提出や特定労働基準監督署に対する情報提供に協力的でなくなり、また、事業場においては、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、特定労働基準監督署に対する関係資料の提出等情報提供にも一切協力的でなくなり、ひいては労働関係法令違反の隠ぺいを行うようになるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、検査事務という性格を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条4号及び6号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「過度に不開示とされた部分が多い」として原処分の取消しを求めており、その理由として、

- ① 働き方改革を進めるのであれば、労働時間管理や関係規制が適切に実施されているか否か、過度な規制緩和や必要な規制の実施可能性を検討、検証する上で、個人情報保護、当事者の心情は十分保護した上で、本事案でどのような事象が生じているかを明らかにすることが必要不可欠かつ有意義であること
 - ② 過労死をされた労働者の遺族が、厚生労働省に連絡をし、過労死事案の一端を公表することを申し出たのは、同様の過労死の再発防止の強い意思の現れであることが強く推察される中で、特別指導の中で「過労死」が触れられていることが不開示とされるのであれば、遺族の意思に大きく背くこととなること、
 - ③ 特別指導の実施が、同種の事例（裁量労働制の違法、不適切な適用）の周知や防止を図ることが目的であるのならば、可能な限り、事実を明らかにし、国民の意識を高めることが必要であること
- と主張しているが、不開示情報該当性については、上記3（2）ないし（4）で示したとおりであるため、請求者の主張は認められない。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考え

る。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年7月30日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年8月9日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年9月6日 | 審議 |
| ⑤ | 同年11月29日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年12月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書1ないし文書3を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる部分について

別表に掲げる部分のうち、通番1及び通番2は当該文書の項目であり、通番3は特定事業場に対する特別指導に関する情報であると認められる。

ア 法5条1号該当性について

別表に掲げる部分には、法5条1号に規定する個人に関する情報は記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当しない。

イ 法5条2号イ、4号及び6号イ該当性について

別表に掲げる部分は、原処分において開示されている情報から推認できる内容及び東京労働局における記者発表時に配布された資料（審査請求人の意見書に添付された別添2）に記載されている情報と同様の内容であると認められる。

これらについては、その情報の性質上、これらを公にしても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、さらに、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発

見を困難にするおそれがあるとも認められない。

ウ 以上より、別表に掲げる部分については、開示すべきである。

(2) 別表に掲げる部分以外の部分について

ア 文書2の1頁の不開示部分、文書3の1頁12行目、14行目、17行目ないし22行目、23行目11文字目ないし13文字目、21文字目ないし25文字目及び31文字目ないし37文字目、24行目2文字目ないし20文字目、26行目、27行目、28行目12文字目ないし最終文字、29行目、30行目19文字目ないし31行目25文字目並びに33行目ないし39行目の不開示部分並びに2頁の表左枠の上から5段目及び右枠の上から5段目について

当該部分には、労働基準監督機関が特定事業場を調査した結果判明した当該事業場の内部管理情報が記載されていると認められ、これを公にすると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号、4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ その余の部分について

その余の部分には、労働基準監督機関における調査手法・内容が明らかとなる情報が記載されていると認められ、これを公にすると、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

処分庁は、本件開示請求を受けて特定した文書名として、行政文書開示請求書と同一の文書名を開示決定通知書に記載したものであるが、本来、特段の支障がない限り、同通知書には、特定した文書名として別紙に掲げる文書1ないし文書3の名称を具体的に記載すべきであったのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、法5条1号、2号イ、4号及び6号イに該当するとして不開示とした決定については、別表に掲げる部分を除く部分は、同条2号イ及び6号イに該当すると認められるので、同条1号及び4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分は、同条1号、2号イ、4号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 文書1 「特定事業場における企画業務型裁量労働制の運用状況に関する■と今後の対応について」（平成29年特定月日Cの報告の際に使用した資料）
- 文書2 「特定事業場における企画業務型裁量労働制の状況と今後の対応について」（平成29年特定月日Dの報告の際に使用した資料）
- 文書3 「特定事業場に対する■と今後の対応について」（平成29年特定月日Eの報告の際に使用した資料）

別表

文書 番号	通番	開示すべき部分
2	1	2 頁 1 行目の不開示部分
3	2	2 頁 2 行目の不開示部分
	3	1 頁 2 3 行目 2 文字目ないし 1 0 文字目, 1 4 文字目ないし 2 0 文字目, 2 6 文字目ないし 3 0 文字目, 3 8 文字目ないし 2 4 行目 1 文字目, 2 1 文字目ないし 3 1 文字目, 2 5 行目, 2 8 行目 1 文字目ないし 1 1 文字目, 3 0 行目 5 文字目ないし 1 8 文字目及び 3 1 行目 2 6 文字目ないし 最終文字 2 頁の表左枠の上から 3 段目の 2 行目 1 0 文字目ないし 1 5 文字目, 3 行目, 右枠の上から 3 段目の 2 行目及び 4 段目の 2 行目並びに表の下 1 行目, 2 行目 1 文字目ないし 9 文字目及び 5 行目 1 文字目ないし 9 文字目